

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 早稻田幸三郎君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 遠藤 三郎君

齋藤 憲三君 始関 伊平君

首藤 新八君 田中 榮一君

田中 龍夫君 中垣 國男君

中川 俊思君 南 好雄君

村上 勇君 岡田 利春君

多賀谷眞松君 中村 重光君

伊藤仰四郎君

出席政府委員

總理府總務長官 小平 久雄君

公正取引委員會 佐藤 基君

委員長 佐藤 基君

總理府事務官 小沼 亨君

(公正取引委員 會事務局長)

委員外の出席者

議員 相川 勝六君

通商産業事務官 加藤 健二君

(中小企業庁振 興部長)

専門員 越田 清七君

四月十三日

国土調査促進特別措置法案(相川勝

六君外五名提出、衆法第四〇号)

は本委員会に付託された。

四月十三日

国土調査促進特別措置法案(相川勝

六君外二名提出、衆法第二七号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の會議に付した案件

下請代金支払遅延等防止法の一部を

改正する法律案(内閣提出第一三〇

号)

国土調査促進特別措置法案(相川勝

六君外五名提出、衆法第四〇号)

国土調査促進特別措置法案(相川勝

六君外二名提出、衆法第二七号)の

撤回に関する件

○早稻田委員長 これより會議を開き

ます。

この際、議案の撤回許可の件につい

てお諮りをいたします。

相川勝六君外二名提出の国土調査促

進特別措置法案につきましては、提出

者より成規の手續をもつて撤回の申し

出がなされておりますが、本案はすで

に委員会において議題とした議案であ

りますので、委員会の許可が必要であ

ります。

同案の撤回を許可するに御異議あり

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○早稻田委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、同案の撤回を許可するこ

とに決しました。

名提出の国土調査促進特別措置法案を

議題といたします。

国土調査促進特別措置法案

国土調査促進特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、国土の開発及

びその利用の高度化に資するた

め、国土調査事業の緊急かつ計画

的な実施の促進を図り、もつて国

民経済の健全な発展に寄与するこ

とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「国土調査事業」

とは、次の各号に掲げる調査の事

業をいう。

一 国土調査法(昭和二十六年法

律第八十号)第二条第二項に

規定する地籍調査の基礎とする

ために行なう基準点の測量及び

土地分類調査の基準の設定のた

めの調査に係る基本調査で、国

の機関が行なうもの

二 国土調査法第二条第三項に規

定する土地分類調査又は同条第

五項に規定する地籍調査で、地

方公共団体又は土地改良区が行

なうもの

(国土調査事業十箇年計画)

第三条 内閣総理大臣は、国土総合

開発審議会の意見をきいて、国土

認める地域について、昭和三十

八年度以降の十箇年間に実施すべ

き国土調査事業に関する計画(以下

「国土調査事業十箇年計画」とい

う)の案を作成し、閣議の決定を

求めなければならない。

2 国土調査事業十箇年計画には、

前条第二号に規定する土地分類調

査については、国土調査事業十箇

年計画に基づいて実施する同条第

一号に規定する基本調査又は同条

第二号に規定する地籍調査と相ま

つて特に緊急に実施することを必

要とするものに限る、定めるもの

とする。

3 国土調査事業十箇年計画には、

政令で定めるところにより、十箇

年間に実施すべき国土調査事業の

量を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定

により国土調査事業十箇年計画の

案を作成しようとするときは、あ

らかじめ、関係行政機関の長に協

議するとともに、関係都道府県の

意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、国土調査事業

十箇年計画について第一項の規定

による閣議の決定があつたとき

は、遅滞なく、これを公示すると

ともに、関係都道府県に通知しな

(国土調査法の適用)

第四条 国土調査事業十箇年計画に

基づいて実施する国土調査事業に

ついては、この法律に定めるもの

を除くほか、国土調査法の規定の

適用があるものとする。この場合

において、国土調査事業十箇年計

画に基づいて実施する第二条第二

号に規定する地籍調査に關して

は、同法第六條の三第一項中「前

条第一項」とあるのは「国土調査促

進特別措置法(昭和三十七年法律

第一号)第三條第五項」と、「特

定計画」とあるのは「国土調査事

業十箇年計画」と読み替へて、同

條の規定及び同條に係る国土調査

法の規定を適用する。

(国土調査事業十箇年計画の実施)

第五條 政府は、国土調査事業十

箇年計画を実施するため必要な措

置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行

する。

(特定計画に關する規定の不適用)

2 国土調査法第六條の二の規定

は、昭和三十八年四月一日以後こ

の法律の存続する間、適用しな

い。

3 昭和三十八年四月一日前に国土

調査法第六條の二の規定に基づき

作成された特定計画は、同年三月

三十一日限り廃止されたものと

し、当該特定計画に係る同法第二

十條の規定は、適用する。

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

第一類第九号

商工委員會議錄第二十九号

昭和三十七年四月十三日

条第五項に規定する地籍調査については、同法第六條の三、第六條の四及び第九條の二の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定は、同年四月一日以後は、適用しない。

（総理府設置法の一部改正）

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表国土総合開発審議会の項中「及び国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）」を「国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ロを次のように改める。

ロ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）

（国土総合開発法の一部改正）

6 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「及び国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）」を「国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）」に改める。

第四條第五項中「国土調査法」の下に「及び国土調査促進特別措置法」を加える。

（地方財政法の一部改正）

7 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條第二十三号の二中「特定計画」の下に「又は国土調査事業十箇年計画」を加える。

理 由

国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業十箇年計画を策定し、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○早稲田委員長 ます提案者より趣旨の説明を聴取することといたします。相川勝六君。

○相川議員 本案は、ただいま撤回を許可されました議案にかわりまして、日本社会党及び民主社会党の賛同を得まして、三党共同提出案件として新たに提出いたしましたものであります。その内容は前案と同じであります。以下提案の理由を御説明申し上げます。

わが国経済の伸長発展と民生の安定向上をはかることは国策の基調をなすものであります。これがためにはまず国土の実態を的確に把握し、これが開発保全と効率的利用に資することが前提的要請であるといわねばなりません。

政府はここにかんがみまして、昭和二十五年本院の決議にこたえ、去る同二十六年国土調査法を制定し、本事業の本格的実施推進をはかることとしたのであります。

さらにまた、特に本事業の基本となる地籍調査の推進につきましては、昭和三十一年、同法の一部を改正いたしました。特定計画の確立並びに事業実施に伴う国庫補助率の引き上げを行なう等の措置を講じたのであります。次に昭和三十一年、本院においてあらためて国土調査推進に関する決議を上げし、満場一致これを可決いたしました。

しかるに、翻つておもしろみに、本事業は調査法制定以来今日までに十歳をけみするにもかかわらず、業績遅々として進まず、なかならず、最も緊急を要する特定計画に基づく事業においてすら、五カ年間にわたり計画の進捗が一割にすぎない実情でありまして、かくのごとくにして遂行せんか、本事業の完成はますます百年河清を待つのはかたくな、晩近のわが国経済諸情勢の急速な進展に比し、牛歩遅々たる著しい立ちおくれを余儀なくいたしている次第であります。

特に、さきには農業基本法、低開発地域工業開発促進法、さらにまた、目下本院において審議中の新産業都市建設促進法等一連の経済立法の制定に伴い、農業構造の改善、適地適産による産業立地の適正化等緊急の課題に即応いたしまして、土地の質的実態を科学的かつ総合的に把握する土地分類調査の必要性がますます重きを加えて参りましたにもかかわらず、この種の分類調査が、いまだに机上の試験的段階に

とどまり、調査法に基づく準則規程すらなおいまだ成案を得ざることは、まことに心外のきわみといわねばなりません。

かくのごとき客観諸情勢の推移動向にかんがみまして、国及び地方公共団体を通じて、国土調査業務の劃期的推進をはかることは、刻下喫緊の急務であると思ふのであります。

すなわち、これがために、新たに本特別措置法を制定いたしました。これにより昭和三十八年度以降、十カ年計画を確立するとともに、これに必要な行財政上その他特段の緊急措置を講ぜんとするものであります。

以上が本法案を提案する理由であります。次に本法案について若干の説明を申し上げます。

すなわち、先ず第一に、本法案の目的とするところは、国土の効率的な開発利用に資するため、緊急かつ計画的に国土調査事業の実施推進をはからんとするものであります。

第二に、この法律にいう国土調査事業の定義を規定しているものであります。この法律に基づく事業の内容は、地籍調査の基礎となる基準点の測量、土地分類調査の基準決定等国の機関が行なう基本調査と、これを基礎としたしまして、地方公共団体または土地改良区の行なう細部調査との二本建としたしております。

第三に、国土調査事業十カ年計画の策定について規定いたしました。すなわち、十カ年計画は、国土の総合的な開発、低開発地域における工業開発、農地利用の高度化等、当面緊要な施策を講ずる区域において所要の調査を行

なりことといたしました。昭和三十八年度以降十カ年を目途として、実施すべき事業量を明らかにすることといたしております。

計画決定の手続といたしましては、内閣総理大臣が、国土総合開発審議会並びに関係都道府県の意見を聞き、さらに関係行政機関の長に協議して計画案を作成し、特に閣議の決定を求めるべきものといたしました。

なお、土地分類細部調査にありましては、これが前提となる基本的地籍調査の進行と相待つて、逐次緊急を要する地域について選択的調査に限定いたしました。

第四は、十カ年計画に基づく、国土調査事業の実施について、この法律において特に定めるものは、国土調査法の規定の適用がある旨を規定いたしております。

最後に、国土調査の実施を促進するため、行財政上特段の措置を必要とすることに、かんがみまして、政府においてこれを行なうことを規定いたしました。

なお、本法は、公布の日からこれを実施することといたしております。

以上が本法案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○早稲田委員長 次に、内閣提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正

する法律案を議題とし、質疑に入ります。中村重光君。

○中村(重)委員 たいだいま議題となりまして下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対して、公取委員長に質問をいたします。

この法律案は、親企業と下請企業との取引関係を、下請に一方的にしわ寄せされている現状を打開して下請を守っていく、こういう考え方でありますので、その点に対しては異議はないわけですが、ただ、改正点がここで若干出されておりますけれども、この程度の改正で下請代金の支払い遅延が防止されるかどうかということに対して、実は疑問を持つわけでありまして、さらに現行の法律でもってい

たとしても、遅延を防止するための勧告といったような点があるわけでありまして、第七条によるところの勧告、これが現実に行なわれておるかどうかが、まずこの点に対して一応伺てみたいと思っております。

○佐藤(基)政府委員 勧告につきましては、ただいまお話しこの法律の第七条に規定があります。私の方でいたしましては、この法律は、その目的の示す通り、下請企業の保護でありますからして、その保護を達するために必要な限度において勧告をするわけでありまして、その勧告につきましては、従来の実績を見ますと、親企業者が不当な取り扱いをしておたという場合に、これを是正するために勧告であるとかあるいは事実上の勧告というよう

なことが行なわれるのでありますが、法律上の勧告は、昭和三十一年、三十三、三十四年度におきまして若干行なわれております。しかし、最近におき

ましては行なつた例はないのであります。と申しますのは、いろいろ親事業者の方の資金繰りその他を調べてみますと、非常にむずかしい点もあるの

で、親事業者がもう少し努力するならば下請に対する支払いが円滑に行なわれるというような場合に、こちらからいわゆる非公式な勧告と申しますか、行政指導と申しますか、そういうことをや

つて大体その目的を達しておりますので、法律上の勧告をする必要がなかったというのが最近の事情でございます。

○中村(重)委員 そうしますと、最近

の、まずその点を詳細にお答えを願いたいと思ひます。

○佐藤(基)政府委員 親事業者と下請事業者の関係がいわゆる下請事業者の立場において悪化してくるということ

は、多くの場合経済の動きによるものと思ひます。昭和三十一年ころが非常に不景気だった、そういうときには下請事業者に対して親事業者の企業上

の困難のしわが寄つてきた。ところが、その後経済が成長いたしましたので、下請事業者が不当にいじめられるということがだんだん少なくなつてきております。ところが、最近、去年の七月ころから金融の引き締めも行な

れて、その引き締めがだんだんと強くなつてきた。そこで、親事業者も非常に資金繰りが苦しくなつて、苦し

くとなると、そのしわが下請事業者にだんだん及んでくるという心配が濃厚になつてきております。われわれの方

の調へは非常に古いものでありますから、まだ下請事業者が非常に困つてお

るというところはそれほど感じておりませんけれども、現在の金融情勢からかんがえますと、下請事業者が困るといふことはますます多くなつてくるだらう。そこでこれに對しまして、どうして

でもありますが、今回の改正では、第四

条で著しく低い下請代金の額を不当に定めるといふ場合、あるいは正当な理由がある場合を除いて自己の指定する

ものを強制して購入させる場合、第三点としては下請事業者が公正取引委員

会または中小企業庁長官に対して、親事業者の第四条第一号から第六号に該当する行為について、その事実を知ら

て参りますとき、これではどうにもならないのだという感じを深くいたしました。

まず、この法律でもって感じる直観的なものは、親企業と下請企業が対等でないということなんです。まずその根本となるものは、親企業と下請企業の関係、これを対等に置くというところ、この点を直していくのでなければ、どのような法律を作っても、これは実効が上らないのではないかと、こういう感じがいたすのであります。下請企業というものは、まず受注で苦勞します。これが第一難関です。非常に過当競争をやっている。一つの親企業に対して、数十あるいは数百という下請企業がある。競争入札で落札する場合も、あるいは親企業が特命で下請企業に渡す場合も、それぞれ非常に苦勞があるわけです。この苦勞を一つ突破いたしまして受注したとします。ここで親企業との関係において、この品物はいつでも上がる、検収は大体いつごろだということがまずきめられる。それに向かつて下請企業は仕事をやって参ります。さてでき上がった、検収をしてもらいたいと言いますが、親企業はなかなか下請企業との当初の話し合いというものを実行してくれない。親企業の都合によって、だからだとその検収が引き延ばされて参ります。親企業の都合によってあとから受注を受けたものが先に検収され、納品が行なわれる、こういうところが現実の場合においては非常に多いわけです。そこで第二の関門といたしましては、検収で非常に苦勞をいたします。ようやく検収が行なわれた。それによって納品がなされた。ところが

が、その次に起こって参りますのは、下請代金の受領で、これでまた苦勞をするわけでありまして。こういうたような関係が現実の姿として行なわれておるということでありまして。しかも独占禁止法の条文等からいたしまして、検収が行なわれた、そして納品がなされた、この納品がなされてから三十日以内に代金が支払われるということにはつきりなっております。しかし、現実にはそういうことが行なわれていない。独禁法違反になるということでは、先ほど私が申し上げました脱法行為が行なわれる。検収をしたならば、それによって代金を支払わなければならぬということになりますから、親企業はなかなか検収に応じない。こういう現実の姿というものを公取委員長の方でも十分把握されて、その認識の上に立つて法律を制定し、運用していくというところでなければ実効は上がらない。その現実の姿、なまなまし、状態というものをまず先にしっかりと把握される。これらの点に対してはどのようにお考えになつておられますか。

○佐藤(基)政府委員 ただいまのお話ごもつともでありまして、われわれの方といたしまして、親事業者がどういふふうに行なっているか、製品を受け取つてからいつ検収するか、検収してからいつ金を払うかというようなことを調査いたしました。その調査の結果によつて、これは親事業者が不当ではないかということになります。いわゆる精密検査といまして、親事業者についてさらに詳しく調べまして、その結果、不当であるという場合には、下請の法律によりまして勧告なりある

いは勧告に準ずる行政指導なりをしておるわけなんです。それによりまして私どももいたしましては相当の効果を上げておるものと考えております。もちろんこれはさらにしなければならぬと思ひますけれども、若干の効果は上げておるというふうに考えております。

○中村(重)委員 私は、公取が何もやっていないのか、何らの効果も上げないのか、これはどうか、これは申しません。それは当然職分でありまして、公取としては努力をしておられるのであります。そのことは、やはり一つの成果というのか、効果が上がつておるということはあるでしょう。しかし、現実とあまりにかけ離れておるというところがあります。先ほど来委員長がこの改正案に対してお話しになりました。最近ではあつた報告というものが、ないんだ、行政指導という形において大体うまくいっている。しかし、最近の非常な金詰まり、こういうことからこの程度の改正をしておく必要があるんだ、こういうお話でありました。私はこの改正案は、これは適当ではないとは申しませんが、実際あまりに概念的な点からこの改正案が出されたという感じがいたします。現実にはほんとうに、何と言つていいか、あまりにもなまなましい現状にある、こういうことなんです。まずその点に対しては、先ほど私が申し上げましたように、親企業と下請企業は対等でありませんから、この今度の改正案の中にあります公取委員会に対してこれに何か報告した、そのために不利益な取り扱いがなされた、こういうたような場合に對しての措置もここで明らかにされておられますけれども、下請企業が、

検収の日にはちを守つてくれなかったとか、あるいは代金の支払いがおくれだ、こういう場合に、親企業に対しては非常に金詰まりで困つておりますから、何とか一つ早く検収をしてください、労働者に対する賃金を払わなければなりません、こう言つて親企業のところに行つて頭を下げて頼みはします。しかし、実際に約束を守らなかつたからといって、これに対して開き直つて文句を言うとか、あるいは公取に、あるいはその他の関係の場所にて報告する、そうして何らかの処分を求める、こういうことをいたした場合は、お前はもうだめなんだ、取引はさせぬ、これでただ一回で取引停止になつてしまふということ、この親企業と下請企業のネックを直していくというところでなければ、私はどういふ法律を作つてもだめだとは申しませんが、ほんとうに親企業と下請企業との関係がなまなましにいくという、こういう考え方に立つておられるならば、あまりにも現実離れした考え方だ、私はこゝろ申し上げたい。この点に對してどうお考えになりますか。

○佐藤(基)政府委員 親企業と下請企業との関係は、お話しした通り概して片一方は資本力も大きい、経済力も強い、一方は経済的に非常に弱い地位を持つてゐる。強いものと弱いものの取引でありますから、どうしても弱いものが押えらるゝのはやむを得ない。そこで弱い下請企業が圧迫されないように、対等の地位に立つて、いわゆる民主的に話し合いができるようにする、ということは、これは経済としては、政治としては望ましいことであります。そう

いうことは非常に望ましいことでありまして、政府もできるだけ努めておられるものと思ひますけれども、公取といたしましては、そういうふうな根本問題を公取の力でどうしようというところはちよつと荷が重過ぎると思ひます。われわれの方といたしましては、とにかく親事業者と下請事業者が、強い親事業者が弱い下請事業者をあまりいじめては困る。そのいじめるという弊害を除去していくというものが、公取の立場であります。その限度において、いわゆる優越した地位の乱用と申しますか、それをできるだけ防止しよう、こういうつもりでこの法律を運用し、また今度の改正案についてもそれらの点について若干つけ加えた、こういう次第であります。

○田中(武)委員 今の中村委員の質問の件ですが、これは、公取とすれば、そういうた答弁のような態度でいいと思ふ。問題はやはり中小企業庁にあると思ふ。中小企業庁が一体どのような観点に立つて指導しておるかという点です。今日のように下請企業が親企業に封建的隷屬関係にある場合、いかに報復禁止規定を置いたとしても、何にもならない。それより先にやはり下請企業の親企業からの独立制、これを確保しなくてはならない。そういうような面において中小企業庁はどのような努力をしてきたか、それをお伺いします。

○加藤説明員 今、田中先生がおっしゃいましたように、下請はどうしても弱い立場にございますので、なかなかそれをほつたらかしておいては、親企業に對して対抗できないということでございますので、私どももいたしま

しては、一つにはできるだけ下請の關係の企業につきまわしていわゆる組織化を推進する。組合の力によって親企業に対抗するようにというふうな指導をいたしておきます。

それからもう一点は、やはり弱い立場にある下請業者のために役所が直接お手伝いをする必要がある。つまり役所の力によって親企業に対する立場の弱い中小企業の立場を少しでも強くしようじゃないか、そういうことで仕事を進めて参つておるわけでございますが、具体的に申しますと、この下請代金の支払い等の問題につきましては、私どもの方では主として下請業者から四半期ごとに支払いの状況等の調査をとっております。その調査の結果がまとまりますと、全部公取の方へも資料を出して、同時に地方の通産局にも流しまして、特にこれはひどいと思うようなものについては法律に基づきまず中小企業庁長官の請求だとか、あるいは公取委員長の勧告というふうなことでではなくて、事前の行政指導といったしまして、私ども通産局長がそういうひどい場合には必ずから先頭に立つてそういうひどい親企業に対して特別に注意をするとか、そういうことで事実上だんだんよくなるように指導しておるといふことをやっております。現に最近におきましても二月に公取の委員長と通名で各親企業の団体に対して、しわ寄せが来ないようにという内容でお願いたしました。それと同時に、各通産局長等にも通牒を流しまして、今申し上げましたような趣旨で行政上の指導によって少しでも弱い立場におられる中小企業下請業者のために

力をかけてあげるようにというふうにいたしておるわけでございます。

○田中(武)委員　そういうふうに努めておるといふが、これは一片の通牒だと思ふのです。具体的に申すに、お願の通りです。具体的な出かけていって、そうして親企業に対して強くやつたような事例がありますか。それから本法第六条による中小企業庁長官が公正取引委員長に対して請求権を発動したのが過去五年間に何件あったか、お伺いいたします。

○加藤説明員　第一点でございますが、直接親企業に出かけていってと申しますか、私の手元にまだその報告は参つておりませんが、現にそういう事例が二、三ございます。その後非常に支払いの状況がよくなつておるといふふうな例が、これは四國の通産局の管内でございますが、そういう事例が二、三最近にはございまして、その後大へんよくなつておるといふ事例がございまして。

それから、あの御質問でございますが、これは先ほどもちよつと申し上げましたが、私のあるいは記憶違いかもしれませんが、最近においては公取委員長に対する六条の規定による請求といふことをした例はございません。私どもの考え方としては、そういう法律的な権限で物事を取り運ぶ前に、行政官庁としてもとやるべき仕事があるのじゃないかというところで、先ほど申し上げましたような措置をやつておるわけでございます。

○田中(武)委員　具体的に申すに、いってこれ裁判をやつて指導したというふうな事例について、具体的にまだ報告を受けていない。そう努めておるといふことは、一片の通牒、通達、これで

できると思ふのです。そう考えて、そういうことで指導しております。こゝろ言つておる。さらに本法六条による請求権の発動がなかったということ、あなた方自身が法律を作つても、ほんとうに下請企業の立場からこの法律を守らうのだという熱意に欠けておるといふ証拠なんだ。そういうことだから、幾ら法律を作つても、窓口を担当しておる中小企業庁がまだかつて法律にきめられておる請求権を発動したことがないという、そんなふうなことをしないでいいような状態からいって、そういうじゃないか。あなた方は一体法律を作つて、法律を守らないというのとはどういふことなのか。行政指導をしてやるのもけつこうだ。そんなら足をもつていってやつたかというところじゃない。一片の通牒、通達によって事が済むと考えているところに、官僚主義の悪いところがあるんだ。

それから、このごろでは手形を換取してから支払いまでの程度のものが多いか、これを聞かせてもらいたい。法律によると「遅滞なく」ということであるが、こんな抽象的なことでは何にもならない。従つて、どの程度のものが多いのか。指導にあつては、検収から何日間くらい余裕を置いて支払うべきが必要である、こういう立場に立つて指導しておられるか。すなわち本法四二条の「遅滞なく」という抽象的なものを実際の行政の場においてどのような具体的なものとして指導しておるか、お伺いいたします。

○加藤説明員　私ども先ほどお答えをいたしましたように、四半期ごとに一応数字としては二千工場ばかりを対象

にしておりますが、期によりまして回収の率が多少違いますので、実際に報告の参るのは二千の六〇〇の千二、三百とか、あるいはもつと少ない場合もあるわけでございますが、そういうもので一応平均的な手形のサイトあるいは手形支払いの割合というものが出ておるわけでございますが、それに比べて特にひどいものをマーク工場というふうな考え方で、そういうリストを実は通産局の方へも渡しておるわけでございます。最近の調査によりますと、これはやはり親企業との關係において、おどろくべきケース・バイ・ケース、あるいは過去がどうであつたかというところにもよると思ふますが、手形の受け取り割合が全体として大きくなつておるといふことは事実でございますが、しからばどの程度の割合が平均的であるかというところになると、個々の具体的なケースについて見ないとわからないのではなからうかというふうなところもございまして。たとえば、昨年度の第三・四半期までしか今資料がございせんが、全額現金払いというものが去年の三月以来だんだん低下いたしておりまして、昨年第三・四半期では、われわれの調査によりますと、全体の二五％しか全額現金払いというものはななわけでございます。それから傾向といたしましては……

○田中(武)委員　そんなことを聞いているのじゃない。四二条二号の「遅滞なく」は、あなた方はどの程度に解釈しておるかという事です。

○加藤説明員　簡単に申し上げますと、経済情勢の全体の推移によって、先ほど公取の委員長からお話ございましたように、親企業の方のやむを得ない事情もあるのではなからうかという事で、一律に、機械的に、何日以うは絶対まかりならぬのであるというふうな基準は立てにくいのではないかと考へておるわけでございます。

○田中(武)委員　だから、だめだと言ふんだ。法律は抽象的に「遅滞なく」と書いておるんだ。それでケース・バイ・ケースで云々、こゝろ答えていふ。今から作るんじゃないんだ。五年前にこの法律は作つてある。その間において、少なくとも五年間の実績の上によつて、平均どのくらいが「遅滞なく」という概念になるのか、それのことばは持つていなければならぬ。今そういう答をしておるといふことは、中小企業庁自身が下請代金支払遅延等防止法なんという法律があることを忘れておつたのと違ふのか。少なくともまず一定の社会通念によつて何日くらいというところは一応目安を持つべきだ。そしてそれを越した場合は何らかの処置をとらなければいかぬ。親企業の事情もあると思ふますが、言つておるが、そんな態度だからだめだと言つておるんだ。きよりは、大蔵省はいないけれども、税金でも何日まで納めろ、こゝろいうことだ、それを越えたら延滞利子を取るんですよ。親企業は検収後百日も二百日もはつておいて、その間に支払わずに、一方は貸金も払えないという状況、その間の利息を考へてみて大へんなものなんだ。そういうことまで考へて君たちは行政指導しておるのかね。少なくとも一定期間、遅滞なくというものはこの程度だ、こゝろいうことは過去五年間の実績において考へるべきだ、そしてそれを越え

たときには、延滞利息くらいとするような指導をするんだ、これは法律がなければできないのだけれども、私の方は修正案を出しますよ。そのために六十日でいいの九十日間待たなければいけないのか、実は平均どの程度のものが多いか、常識として中小企業庁はどの程度に考えておるかという日数を聞きたかったのです。ところが持っていないということ、仕事をやっていないということなんです。だめだ、従って長官に出てきてもらおう。

○佐藤(基)政府委員 今の田中さんの御質問に関連して申し上げますが、私の方でいたしましては、この法律に書いてある滞滞なく支払えという、それを具体的にどうやっておるかとか申しますと、この法律のできたときからあります、納品締め切りから支払いまで大体一カ月半くらいならばやむを得ないのではないかと。それ以上延びるというはおくれているのだから、正当な理由があれば別であるけれども、おくれておるのはほとんど是正するような方針でやっておるのです。

○田中(武)委員 大体公取のこの法律の四号二号に対する観念はわかりました。中小企業庁の観念を聞きたい。私は関連質問ですからこのまま質問を続けさせていただきますが、資料だけを要求しておきます。これは答弁が済んだものがあるかもしれませんが、一応全部出して下さい。

まず本法案の提案説明のときに、三十三年に改正を考えたが、その後改善されたのでやめた、今日また悪くなったから出すのだ、こういうことが書いてある。従って三十三年をまん中に前後の下請代金の支払い状況。それから

これは答弁があつたけれども、法第六條による中小企業庁長官から公取に対する請求権を發動した分はなかったというが、なかったならばそういうことは具体的にやる必要がなかったのかどうか、そのことについて資料を出してもらいたい。その請求権の發動が中小企業庁の調査によるものであったのか、下請企業の側からの申請によつたものであるのか。なかったというところでありますから、こういうことは出ないと思うが、結局中小企業庁はどのような調査をしたか、下請企業からどのような申請ないしは申告があつたかというところ、公取に對しては法七条に基づき勧告権を、毎年報告があつたけれども、この際まとめて最近請求権勧告をやつたことが何回ほどあるか、その内容及び経過、それが中小企業庁長官からの請求によるものか、これはなかつたというところであるが、あるいは公取自体としてやつたのであるか、その中に下請企業からの申請によるものが幾らあるか、それからこれに従つて公取が独禁法の發動をした件数が幾らあるのか、その内容はどうか、経過はどうか、それから法八条によるすなわち勧告に従つた場合、独禁法の適用除外を受けたものは何ほあるか、こういった資料をまとめて火曜日までに出して下さい。これが出なければ採決はできません。双方よろしいですか。

○佐藤(基)政府委員 けっこうです。○加藤説明員 ちょっと念のためにお伺いしておきたいと思ひます。一番最初の調査でございますが、三十二、三三年の支払いの状況、これの資料を出せということでございますか。

○田中(武)委員 提案説明によると、三十三年に出そうと思つていたらよくならなかったからやめた。今度悪くなったから出すのだ、こういうことなんです。だから、その動きを示すところの資料、いいですか。そのあとどのやつはわかりますか。これはなかつたというのだが、私は当然一件くらは請求しておると思つたんだが、これが無いというなら、なぜなかつたかという理由、及び下請企業者が、そういうことについて中小企業庁長官の方へ申し出たという請求というのか、そういうことがあつたか。あつたら、何件で、その内容はどんなものであつて、どう処理したか、そういう点です。

○中村(重)委員 私が質問すること、公取委員長並びに関係の中小企業庁その他御答弁を願ひたいと思ひますが、ただいま公取委員長は、私の質問に對して、公取としては荷が重過ぎる、従つて公取がやることは報復禁止の規定、こういうもの以上はちょっと無理なんだ、こういう御答弁がありました。確かに政策的な問題というところになつて参りますと、これは公取としては多少無理があるかもしれない。しかし現実には、先ほど私が申し上げましたように、公取に對して、この法によつて親企業の報復を何とか禁止してもらわなければならぬという行動をとりますと、下請企業というものは成り立たない。ですから、報復禁止というなら、これが私は一番根本になると思ひます。そういうことに対しては、今度提案しておられるような改正案で

は、特に現行の法律をもつてしては、どうにもならぬという事です。やはりこの点に對しては、根本的な問題です。それから、これを何とか直していかなければならぬと私は思ひます。ですから公取委員長として、この程度以上の改正案というものは無理なんだ。これは政策的な問題なんだから、どうしても通産省の中小企業庁等において立案してもらわなければならぬというよりなことをお考えになるならば、そのようなお話をし合ひをやって、下請と親企業関係をなめらかにやつていく、とかもかく経済民主化ということが根本でなければならぬから、そういうことをやるというところでなければならぬと私は思ひます。ですから、そういう面からいいますと、先ほどの委員長の答弁はどうしても私は納得いきません。私が申し上げたことは、報復禁止が根本である、この考え方の上にお立ちになるならば、今度お出しになります改正案よりも、もっとより根本的な改正案というものを考えなければならぬ。ならぬんじやないか。おそらくあなたも、もつともつとこれは根本的に直さなくちゃならぬ、こういう面から、た面もあるだろう。そういう面から、委員長として今日まで遂行して参りました経験の中から、一つここで御答弁を願ひたい、こう思ひます。

○佐藤(基)政府委員 親企業と下請企業の関係は、お話しを通り一方は非常に強い、一方は非常に弱い。従つて、いわゆる対等の地位に立つて、民主的に経済の運営に寄与するという点においてはよほど問題があると思ひます。そこでこの問題につきましては、政府において、今中小企業対策として

いろいろなことを考えておるわけでありまして、私の方でいたしましては、御承知の通り、下請代金支払遅延等防止法というの、独禁法の付属法令でありまして、親企業者が優越した地位を乱用するということを防止する、という限において、親企業と中小企業の関係を是正する。それ以外の問題につきましては、政府が大きな政策から考へられてしかるべきものだ、こういうふうに思ひます。われわれの方でいたしましては、独禁法に書いてある優越した地位の不当の乱用と申しますか、これを防止するという限において、親企業と下請企業との関係の是正に当たりたい、こう思つております。

○中村(重)委員 その範圍で御答弁願つて下さいます、優越した地位の乱用。そこで先ほど私が申し上げました、いわゆる発注する、そこで検収という段階になる。ところが現実には、下請企業がその仕事を仕上げて検収をしない、そうすね。親企業の利益、親企業の都合、こういうことによつて、でしが上がった品物が、十五日も一カ月も延ばされてる。こういうことは親企業の優越した地位の乱用とはお考えになりませんか。

○佐藤(基)政府委員 お話しのとおりでありまして、親企業が製品を受け取つた。受け取つてから、先ほど申します通り、原則として四十五日内に代金を支払わないというの、これは遅延だといふふうに考えます。従つて、その代金を支払わぬ理由が、たとえば検収を不当におくらせるという場合もありましよう。そういう四十五日という期間が守られないことについて不当性があ

るならば、われわれは正する立場にあるわけでありませう。

○中村(重)委員 それは先ほど私が申し上げたように、例外がありまして、四十五日になつて金が払われていないのが現実には例外なんです。親企業の都合で、検収をするから早く仕上げろ、こういうこともありませう。しかし、検収は物ができ上がつてからですよ。今あなた、代金の支払いが四十五日とおつしやう。検収は一月ないし四十五日くらい延ばされることがある。それから二月ないし三月あつて金は支払われるのです。ちやうど優越した地位の乱用ではありませんか。こういうことが、この改正案のどこで直されますか。私が申し上げるのは、こういう問題を直さなければならぬのだということです。

○佐藤(基)政府委員 今の代金の支払いが、おくれるという問題は、今度の改正でなしにむしろ現行法でありまして、現行法の勵行が足らぬかどうかという問題と思つておられます。われわれの方としては、できるだけやつておるつもりであります。それは親事業者の方でも、いわゆる支払いの能力があるならば、支払いの意思がない、こういうのは非常にけしからぬ話でありませうけれども、支払う意思もあるのけれども、いろいろな関係で能力がない、非常に経営が詰まつてきた。その詰まつてきたのを不当に下請業者に押し寄せるのは、これは非常にけしからぬじゃないか。自分のところでできるだけやつても支払えないという場合には、よほどその事情も考へてやらなければならぬ、こういうふうに考へます。

○中村(重)委員 改正案だけで質問するのじゃありません。改正は、現行法ではまずいから改正するはずなんです。改正案でなくて、現行法が実行されていらないというならば、これは改正しない方が悪いのです。ですから、私が質問を申し上げているのは、現行法はどうなんだ、こういうことにも関係して参りますから、そのつもりで御答弁を願ひなければなりません。今私はあなたを攻撃して申し上げておるのじゃありませんけれども、この現実が、今あなたが考へになつておることとはあまりにも違ふのです。だから申し上げておるのです。今あなたの御答弁では、親企業は一生懸命やるのだけれども、これはどうしても仕方がないのだ、これはできないからさういふことを親企業がやつておるのだ、こういうことになつて参りますれば何をか言わんやです。それじゃ法律もなければ、どんなに改正案を作り上げても、親企業は金詰まりとか何とか言つて、払いたくないけれども、これは金がないから払えぬのだ、早く検収もしたいけれども、検収すると支払い日が一応禁法でも三十日以内という程度になつておるのだから、それじゃ困るというので脱法行為をする。それは悪意があつてやつたんじゃないけれども、金がないから仕方なしにやるのだという事にならば、どうにもしようがないじゃないか。ですから、私が申し上げておるのは、この種の改正というふうなことは足りないから、もっと何か下請企業を守るというやり方、方法があるのじゃないか。いわゆる報復措置の防止、こういうたような範圍の中においても考へられる点があるであらう。検収の方法もあるであらうと私は思ふ。さらにはこの禁法において検収を一月以内、こういうことが一応支払いとしてはきめられておる。またあなたは四十五日程度が望ましいと言われた。ところが今私が申し上げたように二月、三月というのが普通常識になつておるのです。ですから、そういう点を何とか直していかなければならぬ、こういうことになるじゃありませんか。まずこれらの点について総務長官、御答弁を願へば幸いです。

○小平政府委員 先生の御主張は、現在の下請代金の支払遅延防止法、これは実情に沿わない欠陥があるのじゃないか、そういう点であらうと思ひます。確かにこの法律が現在の親企業と下請企業との関係、その間の取引等の実情に必ずしも満点に合致をいたして、下請企業が何らの不利益も受けない取引が円滑に行なわれておるといふわけには参つていない、私もさう考へます。ただ、しかしながら、この法律ができてから以來、公正取引委員会におきましても非常な努力を払われまして、少なくともあまりはなはだしい不当な下請代金の支払いの遅延等については、従来から勧告等も相当行なれておるようでありませう。この法律は法律としての役目を今日までおそく果たして参つた、さうに私も実は考へておるのでございませう。問題は、何と申しましたも取引関係でございませうから、しかも経済事情が刻々と変わる、こういう環境下での取引でございませうから、そのあらゆる場合をとらえて、全部公正な取引ができるように法の方も完備しておく

ということとは、實際問題として不可能に近いことでもあるのじゃないかと考へるのであります。従つて、この法の足らぬところは、もちろんそのとき、そのときの経済情勢に応じて、これを補充していくということは当然でございませう。せんじ詰めれば、この親企業と下請企業者に対する心がまえと申しますか、そういうところが根本になるのだらう。親企業と下請企業というものが相協力して、両者が関係する事業を發展させていく、こういう基本的な立場に立つて親企業が下請企業を困らせぬように、不当な要求、不利益を与えないように、そういう立場でいくように、これは全体として政府としても指導をいたしていくべきであらう、かように考へるのであります。

○中村(重)委員 言葉じりではとらえませんが、この法律の中から親企業と下請企業との関係が満点に行なわれていないというようなことは、これはもう満点というのじゃないに、たまたま先ほど来公正委員長が答弁されたようなことが例外として行なわれているということですね。それでたまたま総務長官の御答弁になりましたらもうその経済情勢の中でいろいろな事情、さういふことから、下請企業が非常に圧迫されておるといふようなことが起こつてくる、さういふ点はそれは私もわかりませう。しかし、やはりネックは親企業と下請企業との力関係の問題です。この法律の一番中心である、親企業が優越した地位を乱用するといふことで、これがやはり根本なんです。親企業は下請企業にしろ寄せをして、自己の立場を守つていく、こういうことを直していくのでなければならぬといふことです。ですから、総務長官は不可能であるといふたようなお話もありましたが、方法はあなたの方で考へなければあると思ふ。とにかく大企業と下請企業との関係を対等の立場に置くといふことで、いわゆる経済の民主化をはかつていくといふような方法を考へるならば、いろいろあるでしょう。たとえば団体交渉といふたようなものを行なわれるようにする。今の団体組織法といふことは、これは問題になりませう。もっと強い立場の上に置くといふわけの団体交渉をやつて、そして両者においてまともな関係という場合は、三者構成か何かの調整委員会というやうなものを作つて、こういう形で運営していくならば、よほど現在の親企業と下請企業との関係といふものは直されてくると私は考へる。さういふたやうなことを何か考へなければならぬんじゃないか。この点に対してはどうなんですか。

○小平政府委員 私の承知いたしておるところでは、あるいは間違つておつたらごかんべん願ひますが、経済上の優位といふものを利用したり悪用してはいかぬといふ種のことは、禁法自体のうちにうたつてあると思ひます。ただ、實際問題として、先生のお話のように、親企業と下請企業との力関係といふものは、一般的に申せば、言ひまでもなく親企業が優位に立つておる。従つて経済民主化と申しますか、さういふ見地から、あるいは取引を公正にするといふ見地から、団体交渉等もできるよりにしたらどうか、さういふことでございませうが、私の聞き及んでおるところでは、親企業の理解のあるところでは、下請業者が協同組合法

を案は考へておるからお聞きしたので

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

○佐藤(基)政府委員 強い規制という

○中村(重)委員 どうも答弁を聞いて

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

うなことは、現実にはなかなか行なわ

○佐藤(基)政府委員 強い規制という

○中村(重)委員 どうも答弁を聞いて

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

ことは御存じだと思ひわけです。しか

○佐藤(基)政府委員 強い規制という

○中村(重)委員 どうも答弁を聞いて

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

をもつて取引すること。」「自己の取引

○佐藤(基)政府委員 強い規制という

○中村(重)委員 どうも答弁を聞いて

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

ますが、本法の適用を受ける下請業者

○佐藤(基)政府委員 強い規制という

○中村(重)委員 どうも答弁を聞いて

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

○中村(重)委員 先ほどお尋ねしまし

り下請代金の支払いの遅延を防止する
という大きな柱として、下請業者が雇
用している者の賃金の支払いに重大な
影響を及ぼす、こういう問題を大きな
柱としてこの防止法ができたものではな
いか、このように思うわけです。下請
業者は、賃金は払いたいのであるけれ
ども、親会社の方でいわゆる下請代金
を払ってくれないから必然的に賃金が
払えない、こういう傾向が最近非常に
多いわけです。この場合、親会社に物
を納めて、その代金がもらえない、代
金がくれば賃金を払いましょう、そ
うすると、基準法関係ではこれはちょ
と微妙な問題になるわけです。その下
請業者の事業主の責任になるのか、し
かし、間接的に見ると、その代金がら
えない、そういう事情が明らかにな
るわけです。ですから、基準法を適用
する場合に、そこに微妙な関係が起
き、なかなかこれらの問題を処理でき
ないというのが、賃金支払いのしくは
不払いに對する基準法の監督上の実際
困難な問題になっておるといふことで
あります。この下請代金が四十五日を
越えるといふこと、自動的に賃金が払
えないといふような傾向を持つこと
は、何人も否定できないと思つわけ
ですね。そういう面から見ると、特にわが國
の産業構造の二重構造をより深めてい
るといいますか、非常に格差があるとい
う、こういう特殊な事情においては、
基準法で賃金の支払いには罰則がある
のですから、当然下請代金の支払いに
ついてはその裏づけとして罰則規定を
持たない限り、これらの問題はとうて
い解決できないのではなからうか。も
ちろんこれだけでも根本的な解決はで
きないでしょうけれども、賃金の遅延

いにはあつて罰則規定があるわけ
ですから、当然この下請代金の支払遅延
等防止法についても、ある程度一定期
限を越えて下請代金を払わない場合に
は、ある種の罰則規定を設ける、ある
いは遅延分についてはある程度の損
害賠償の請求として、それに相当する
利子相当分が請求できるというよう
な裏づけがなければ、実際の法律案と
いふものは骨抜きではなからうか。し
かも公正取引委員会の能力からい
て、あるいは中小企業庁の現在の体制
からいって、実際の活動範囲というも
のが限定されてくるわけです。ですから、
やはり法律で一般的にその問題を
ある程度積極的に規制するという態度
がなければ、実際の法律は生きてこ
ないと思つておられますが、この点の
見解を承つておきたいと思つます。
○佐藤(基)政府委員 親事業者の下請
事業者に対する支払いがおくられてお
る、そのために下請事業者は自分の
使つておる労働者に賃金が払えない、
おくれるといふ問題、そのお話しはよく
わかりました。私もどなたもいたしまして
も、下請業者を保護する立場から、親
事業者の代金の支払いがおくられてお
る場合、これを促進する方法を講じてお
るわけでありまして、これを法律で一
率にきめるといふことは非常にむずか
しいので、思想としてはよくわかりま
すけれども、それを幾らにきめたい
かといふような点がなかなか結論が
出ないので、そこまでこの法に規定す
る段階に達してありません。もちろん
お話しはよくわかりますので、われわれ
としても重要な研究問題としておる次
第でございます。

○岡田(利)委員 もちろんなかなかデ
リケートな面もあるかと思つのであ
ります。しかし、現行の基準法の運用
自体がやはりすつきり行つていないの
ではないですか。基準法の賃金支払い
に對する罰則、これ自体もスムーズに
は行つていないですよ。経営が非常に
困難で、実際にお金があつても払え
ぬといふような場合、あるいはまた親
会社から代金をもらえないために賃金
が支払えぬといふようなケースが出て
参りますと、基準法そのものは罰則規
定を持っておるのですけれども、實際
にそれを厳格に適用し、運用すること
は困難であるといふのが今日の事情だ
と思つておるのです。しかしながら、やはり
基準法は、賃金支払いに對して、むし
ろより一そう法の効果を上げるような
運用について努力をしておるというの
が基準法運用の実態だと思つておるの
です。そういう面からいいますと、確かにデ
リケートな問題が賃金の場合でもある
のでありますから、下請代金の場合に
もむしろそういう積極的な面を持つこ
とが、ある程度親会社もそういう裏づ
けがあるものでありますから、払わなけ
れば罰則の適用を受けるということに
なりますと、やはり下請関係は親会社
の場合と違つて雇用率が高いといふ傾
向が強いわけでありまして、そん
な点で相当の効果があると思つてお
る。しかし、今基準法の賃金支払いに
對する運用の実態等を考へてみる場合
に、それと同じような状態になるとは
思ひますけれども、そういうことで
あつても、この点は積極的に必要だと
考へるわけです。これは公取と中小企
業庁として、特に下請中小企業の経営
を保全するといふんですか、しかもそこ

に働いておる労働者の賃金をスムーズ
に支払い得る態勢を保障する意味にお
いて、見解を承つておきたいと思ひま
す。
○加藤説明員 先ほど田中先生の御質
問にお答えしましたように、個々の下
請工場の協力者として支払いを促進さ
せるというところを、各地方の通産局
を中心にして進めておられます。ただ
いふところから考へておられます。ただ
下請事業者の数が非常に多いございま
して、遺憾ながら現在の人員でもって
十分な仕事が出来ないといふことは、
先生御指摘のように事実でございます。
少し少ないながらもできるだけ努力を
いたしまして、下請事業者の協力
先ほど申しましたが、通産局の仕事
のやり方といたしましては、私どもの
方で四半期別に二千を調査対象にいた
しておられますが、その調査の結果の
リストを全部通産局に送りまして、特
にその中で悪い支払い条件等の親工場
に對して、行政指導でそれを是正す
ることにすること、それから通産局自
体で、これも定期的にございまして、
下請工場の実地の現地におもむきまし
て、引取調査をやつておるわけござ
います。その結果特に悪い親工場等
については、やはり同じ方法で注意を
喚起し、指導するといふことでやつ
ていくつもりであります。

○岡田(利)委員 私は、先ほど申し上
げました基準法の賃金支払い等に対す
る規定と相關連して、ぜひこの問題は
深く検討してほしいと思つわけでは
ありません。ただ、この問題は、
単に罰則規定を設けるというよりも、
やはりある一定期限を越えて下請代金
を支払わない場合については、今日の
中小企業に對する金融の一般的な標準
になる金利といふんですか、六分なら六
分、七分なら七分という標準になるべ
き金利相当分については、それが一定
期限を越えた場合には果増されていく
というようないふこともしなければ、下
請業者といふのは実際自分では賃金が
払えない。しかしながら企業が崩壊す
るから、相当無理をして金融をつけ
て、親業者の代金が来ないのに、か
わつて賃金を雇用者に払つておるとい
うのが実情なわけでありまして、む
しろ私は効果を上げるということにな
るならば、単なる罰則をつけるより
も、そういうような標準金利相当分
らいついて、ある一定基準を超過す
る場合には、その越える日数について
果増していくといふくらいにしなければ
ば、私はこの問題は解決しないと思
つます。日本の産業経済といふのが非
常に寡占の態勢に入り、独占の傾向を
強めておるといふこと、あるいは中小
企業と大手の格差が増大しつつあると
いふような面から見れば、どうしても
そういう措置をすまやかにとらなけれ
ばならないのではなからうか、こう私
は考へるわけですが、そういう点、積
極的に検討してもらへる意思があるか
どうか。また、今私が申し上げました
一つの案については、委員長としてど
ういうお考えか、承つておきたいと思
ひます。
○佐藤(基)政府委員 下請事業者を含
む中小企業対策といふのは、これは大
きな政治問題でありまして、政府でも
十分御研究のことと思ひます。私ども
の担任しておる下請代金支払遅延等防
止法の範圍におきましては、ただいま
お話しのような問題がたたくさんありま
すので、順次研究しております。こと

に検収を何日間にするか、検収から何日目までに払わなければいかぬかというようなことを法で定めるといふことについては、いろいろ問題もあるもので、十分検討したいと思ひます。

○岡田(利)委員 今度の本法の改正要点である第一の親事業者の順守事項に、不当な買いたたき、自社製品手持ち現在量等の購入の強制、報復措置といふ三つの事項を追加したところを、提出された資料を見ますと、昭和三十六年度で、予備調査数が一千五百十四、検査対象数が八十七、申告件数が九、勧告等が五十八、不問が三十二、措置対象数計九十と「年度別調査、検査および措置対象数」というの出されておるわけでありま

す。この調査の中から、この三つを追加しなければならぬという事由がどの程度あつたのか。あるいはまたこの三つの事由に該当すべき最も顕著な例は、どういふ例であるか、お伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(基)政府委員 買いたたきにつきましては、先ほどもちよつと触れましたが、たくさん注文するといふことで、それじや単価幾らで引き受けるかという見積もりをさして、いざ出す場合には、安い単価で少ししか出さないとか、あるいは発注の際に単価をきめないで、契約してしまつて、でき上がつて物を持ってきてからこれだけにしろといふような例であるとか、あるいはまた自分のところでは自動車を作っている、そこでその自動車を使へ、そうしなければおれの方は注文を出さぬ、そういうふうな若干の例はあるのでありますが、それらを考えまして、どうしても少なうとも今度の改正

をすることが必要だといふふうに考えたわけでございます。

○岡田(利)委員 最近の調査、検査では、そういう本法の改正で三つの項目を追加しなければならぬ件数はどの程度あつたわけですか、概数でけっこうです。

○佐藤(基)政府委員 新しい項目でありますので、この項目に関する調査といふのはやつておりません。ただ現在、代金が不当に遅延しているといふようなことを調べる際に、付随的に、こゝういふ今申しましたような例が見つかつてきた、そういう関係で今度の改正をする、こゝういふことになつております。

○岡田(利)委員 そうすると、そういう調査の結果判明した件数といふのは、別に集約してないわけですね。しかし、そういう傾向が非常に強いから、これは追加をするといふことで出されたんだと思ひます。そこで、特に私がこゝで最大の関心を持つのは、報復措置の問題なんです。こゝういふ点については、やはり公正取引の問題として、単にこの下請代金支払遅延等防止法以外の、別の独禁法、公正取引に関する法律の問題に関連してゐると思ひます。こゝういふ点は、もしあるとすれば顯著に出ておると思ひますが、こゝういふ顯著に出ておる実例がありますか。

○小沼政府委員 独禁法上の具体的な事例といふのはございせんが、今後参りますと、報復措置といふことが考へられるといふことで、この第七号にこゝういふふうに書いたわけでありま

す。

○岡田(利)委員 第四条の追加の第五号であります。下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に對し通常支払われる対価に比し著しく低下請代金の額を不当に定めること。といふことでありますが、このいふゆる基準となるべきものが非常にむづかしいのではないと思ひます。といふのは、同種といふのも地域的な影響といふのを非常に強く受けるわけでしょうから、私はおそろくこゝういふ地域的な、ある限定された範囲内における同種または類似の内容の給付に對し、こゝういふことにこの運用はなるのではなからうか、こゝう考えるのですか、その点についてはどうなんですか。

それから、具体的にこの法を運用して判定を下す場合に、特に何か行政的な基準を設ける意思があるのかどうか。この点、文章としてはわかるのですが、これを運用する場合に非常にはむづかしいと思ひますが、この点についてはどうお考えになつておりますか、承つておきたいと思ひます。

○小沼政府委員 具体的には、やはり同種のもので、その地域で同じ親に對して同じような下請業者が多数入れておるといふことで、一般的な標準のよるものがあるのじやないか。こゝういふものに比較したして著しく低いかどうかといふことでやるようになっておると思ひます。

従ひまして、第二問のお尋ねでございします一般的な基準といふようなことは、こゝういふ業種については、大体この程度が一般的な基準だといふものをあらかじめ作るといふことはならないのじやないかと思ひます。

○岡田(利)委員 問題は、この当、不当といふのは、言葉では當、不當といふことは概念的に言えるわけですね。しかしながら、當、不當の判定になる基準といふものは私は非常にむづかしいと思ひます。實際類似をしておるといふけれども、なかなか類似をして

おつても、たとえばある程度機械を部分的に入れておる下請業者と、全然手工業的な場合とは、契約内容が違つてくる。おそろく同じようなケースでも、こゝういふ下請業者の内容は違つてくるのです。ですから、こゝう書いてみても、単に注意を喚起する程度に終わる問題であつて、表面上こゝういふ不当な下請代金の額が設定をされておるといふことに對する問題として、行政官庁が強く干渉しなければならぬ問題として浮かび上がつてこないのではないかと私は考えるのですが、この点の認識はいかがですか。

○小沼政府委員 やはり下請業者が特別に、自分の方ではこゝういふ事情で納入するといふ場合に、他より非常に安くできる、みずから進んで低い単価でとるような場合も、これは正當にやる場合もございしますが、こゝうではなく、先ほど来問題になつておるやうに、親から小さい下請に発注するわけでありまして、いやがるのを無理に押しつけて、やらなければならぬに回してしまふといふことで、従来取引のあつたものもこゝういふ理由で低い単価を押しつけるといふことになる、これは一つの場合でございしますが、やはり不當であると考えております。

○岡田(利)委員 本法の運用は實際労働政策の面に負うことが非常に大きいと思ひます。たとえば今の場合について

も、契約単価なりそれだけで判定することは實際問題としてなかなか困難だと思ひます。しかしながら、そこに雇用されている労働者のいわゆる賃金水準が一体どういふところにあるかといふことは、非常にこれらの問題に對する判定の大きな要素になるのではないと思ひます。ですから、賃金水準が極端に低いのは、別に中間的に利潤を大きく吸ひ上げておるのではなく、實際に契約単価の面からいって、この程度の賃金より払えない、こゝうすると同種もしくは類似をした業者に比較すれば、二割、三割五分も差がある。しかも、それが強い親会社の場合にこゝういふ傾向が特に強いのではないかと思ひます。会社が強ければ、ある程度自由に操作できますから、独占的にやらしておる。いふなれば、一つの関連企業といふか、つながつてゐる部門を受け持つて下請業者が存在しているといふ場合は、特にこゝういふ傾向が強いのではないかと私は思ひます。ですから、賃金の面では、最低賃金がある程度保障されて、同種の業者がその最低賃金について協定をして、最低賃金法の適用を受けて給付を支払つておつて、ある程度企業が正當に運営をされておれば、こゝうこれは逆に見るわけですが、大体問題のない請負契約ではないと思ひます。ですから、こゝういふ面の判定については、労働政策の面とむしろ結合させ、こゝういふ面から見ていくといふ見方の方が最も現実的であり、妥當なものではないか、こゝういふ気がするのであります。こゝういふ点についてはどういふ見解を持つておるか。またこゝういふ業種別あるいは地域別の最低賃金の

印刷者 大蔵省印刷局